

交渉情報	NO.2	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2021年7月13日	添付資料:2枚

2021年度夏期手当における過払いの判明について

【関連：中央交渉情報共通第4号 2021.7.8】

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部は、7月13日（火）「2021年度夏期手当における過払いの判明」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2021年度夏期手当において「シニアスタッフ（再雇用を含む）の一部の方（シニアスタッフ）信越支社管内29人に、過払いが生じたものです。

なお、原因は、賞与における役職に応じた加算（5%）を誤って適用したものです。詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び概要等

(1) 発生局及び対象者数

次の要件のいずれも満たす者の一部

- ・2021.4.1に新設された「シニアスタッフ」（正社員又は高齢再雇用）
- ・2014年度年末手当で役割等級別加算5%適用

単独マネジメント局 21局 27名

エリアマネジメント局 2局 2名

(2) 過払い金額

平均約17,081円（最大20,234円）

(3) 原因

前回の賞与まで加算（5%）を適用されていたものが、シニアスタッフへの移行に伴い、0%とすべきところ、0%に更新されていなかったもの。

(4) 精算時期

2021年7月月例給与で精算

2. 主なやりとり

(1) 地本は、誤支給の再発防止に向けた対応および対象者へ説明方法について求めた。

支社は、今回の件に対して、対象者へご迷惑をかけたことに謝罪の意を示すとともに、賞与の加算率適用者は支社の社員区分で判明することから、どのように再発防止を行うのか本社に確認した上でチェックを行う。また、対象者への説明は個人別に説明用ペーパーを対象者へ手交し、管理者が説明する。なお、説明者

について単独マネジメント局は総務部長（総務部長を置いていない局は直属の部長）、エリアマネジメント局は損益人事担当が行うことを確認した。

(2) 併せて、ゆうちょ銀行においても全国的に過払いは発生したことから、エリア本部に確認したところ、信越管内の該当者は「なし」であることを確認した。

【労使対応】 該当支部の支部窓口